

許すな！「戦争する国」づくり、労働者使い捨て社会  
つくりあげよう！「強く、大きな道労連」を



# 道労連NEWS

発行日：2017. 9. 1

発行：北海道労働組合総連合 〒003-0805 札幌市白石区菊水5条1丁目4-5 Tel：011-815-8181

## 2018年 4月1日 無期転換一斉申請日に 旭労連「あさひかわ市民講座」に50人



無期転換権は「労働者が申し出れば、使用者は断れない」労働者の権利であることなどを学んだ無期転換「あさひかわ市民講座」（2018年8月30日・旭川市内）

### 労働組合が力になります！

旭労連と道労連は8月30日、無期転換あさひかわ市民講座を旭川市内で開催し、非正規雇用で働く一般市民など50人余りが参加しました。

講師の道労連黒澤幸一議長は、「無期転換権は不安定な期限付き雇用を改めさせる労働者の権利。申請に向けて労働組合が力になる。2018年4月1日をいっせいで申請日しましょう。」と呼びかけました。労働

弁護団に所属するあかつき法律事務所（旭川）畑地雅之弁護士は、参加者からの質問に答え、「改正労働契約法は、労働者の保護が目的。万が一、事前の雇止めや労働条件の不利益変更など違法なことを押し付けられても、一人で対処しないことや労働者が正しい権利の知識を知っていることが大切。疑問のある労働契約は合意前に労働組合に相談することが肝心。」と強調しました。

参加者からは、「建設業などで多い季節雇用は無期転換できるのか」

「無期転換を契機に処遇改善が必要ではないか」「公務職場の非常勤職員はどうなるのか」「職場の仲間ともう一度話を聞きたい」など活発な議論が交わされました。

個別相談では、「この春、1年後は不更新の契約をしてしまった」という人に「労働組合に入って団体交渉で是正させるしかない」と答え、一人でも入れる地域の労働組合が紹介されました。

### 旭労連 保育園33カ所訪問 介護事業所300カ所に案内

旭川では、はじめての市民向け講座に大きな関心が寄せられました。

旭労連は、この日に向けて道新や旭川地方紙への事前告知掲載、市内の保育園33カ所を訪問、300件余りの介護事業所に郵送でのお誘い、チラシ・ポスターの配布、知り合いへの声かけなど、精力的な取り組みを行い成功させました。

さらに無期転換と労働組合の重要性を広く市民に知らせていく活動を広げていくことにしています。

